

地域特産品開発支援事業実施要綱

28産労農安第1060号
平成29年2月14日
改正 3産労商支第123号
令和3年4月1日

第1 目的

この要綱は、都内中小食品製造事業者の活性化を図るため、都内産の原材料、又は東京の伝統的手法や独自の技術、若しくは地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター食品技術センターが開発した技術を活用した質の高い東京ならではの特産品の開発を進める事業者を支援する「地域特産品開発支援事業」の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 事業の内容

都内の中小食品製造事業者等に対して、東京の特産品として販売することができる新たな加工食品の商品化に必要な経費の一部を補助することにより支援する。

第3 事業実施主体

事業実施主体は、東京都内に主たる事業所を有している中小企業者等とする。

第4 審査会

- 1 東京都は第2に規定する支援対象の審査等を行うため審査会を設置する。
- 2 審査会に必要な事項は別に定める。

第5 措置

知事は、別に定めるところにより毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について助成するものとする。

なお、補助対象経費については、別に定める。

第6 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

地域特産品開発支援事業実施要領

制定 28産労農食第1061号
平成29年2月14日
改正 31産労農安第1232号
令和2年2月12日
改正 3産労商支第124号
令和3年4月1日
改正 3産労商支第1604号
令和4年1月12日
改正 5産労商支第1729号
令和6年1月18日

第1 趣旨

地域特産品開発支援事業実施要綱（平成29年2月14日付28産労農安第1060号。以下「実施要綱」という。）に基づく地域特産品開発支援事業は、実施要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところにより実施するものとする。

第2 事業の内容

- 1 実施要綱第2に規定する「東京の特産品として販売することができる新たな加工食品の商品化」（以下「支援の対象となる事業」という。）とは、事業実施主体が消費者向けに販売する加工食品の開発、又は改良で、東京都の会計年度が終了するまでに商品化する取組とする。
- 2 商品化する加工食品は、東京都地域特産品認証基準（平成21年10月8日付21産労農食第499号）の第1を満たすもの、若しくは地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター食品技術センターの研究シーズや技術支援を活用したものとする。
- 3 実施要綱第2に規定する支援の対象となる事業の補助対象経費は別表1及び別表2のとおりとする。

第3 事業実施主体

実施要綱第3に規定する事業実施主体は、次に掲げるもののうち、法人事業税、法人住民税等を滞納していない（都税事務所と協議のもと、分納している期間中も含む）ものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業で、大企業が実質的に経営に参画していない中小企業者
- (2) 一般財団法人、一般社団法人及び特定非営利活動法人
- (3) 構成の半数以上が都内に主たる事業所を有する中小企業である中小企業団体
- (4) 中小企業で構成されるグループ
- (5) 農業協同組合等

農業協同組合等とは次の①～④に該当するものとする。

- ① 農業協同組合又はその連合会
- ② 農事組合法人
- ③ 一般社団法人伊豆大島農業生産組合
- ④ 一般社団法人三宅島農業振興会

(6) 漁業協同組合等

漁業協同組合等とは次の①～④に該当するものとする。

- ① 漁業協同組合
- ② 水産加工業協同組合
- ③ 漁業協同組合女性部
- ④ 東京都離島漁業再生支援事業に取り組む漁業集落のグループ

第4 事業計画

- 1 事業実施主体は、地域特産品開発支援事業の交付申請時に、事業の内容等について記載した事業計画を別に定める様式により提出するものとする。
- 2 事業実施主体は、事業計画の内容等について次のいずれかに該当する変更を行う場合は、前項の規定を準用するものとする。
 - (1) 事業内容の著しい変更
 - (2) 総事業費の3割を超える変更

第5 報告

事業実施主体は、地域特産品開発支援事業の完了時、又は補助事業が完了しない場合で東京都の会計年度が終了したときは、当該事業実績について記載した完了報告を別記別に定める様式により提出するものとする。

その際、成果品（補助事業が完了しない場合で東京都の会計年度が終了したときは、その時点での成果）も提出する。

第6 提出書類

事業内容の一部又は全部を他の業者に依頼する場合には、原則として次の3点を提出するものとする。

- (1) 業者選定にあたり、どのように業者を選定したのかを合理的に説明できる書類（2者程度の見積書等）
- (2) 契約内容を確認できる書類（契約書の写し等）
- (3) 履行の確認ができる書類（東京都の委託完了届に準ずるもの及び報告書等）

第7 情報公開

情報公開の観点から、東京都は、事業完了後に、事業名、事業実施主体名、補助金額等を公表することができるものとする。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、地域特産品開発支援事業の実施につき必要な事項については、知事が別に定めるところによる。

附 則

この要領は、平成29年2月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年1月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月18日から施行する。

別表1 (第2関係)

開発に関する開発項目別の補助対象経費

経費	経費内容	補助対象としない取組等
商品化全般に関するもの(注1)	資材・器具費、原材料費、原材料の運搬費、機械機材借上料、パッケージデザイン原版作成委託料、技術コンサルタント派遣指導料及び派遣に要した交通費、開発に必要な書籍等の購入、開発のために雇用した人件費 等	1 次の取組は、補助対象としない。 (1) 東京都の他の補助金の対象となっている取組 (2) 公序良俗に反する取組 2 本事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は補助対象としない。 (1) 経常的な取組 (2) 事業実施主体の維持管理経費 (3) 契約書、領収書の作成に係る経費 (4) 事業実施主体が自費又は他の補助により実施中の事業を本事業に切り替えるもの (5) 現金払い、又は金融機関への振込払い以外により支払いが行われているもの (6) 支払時にポイントカードを使用したもの (7) 支払時にクレジットカードを使用したもの
商品化に向けた試験・分析に関するもの	試験・分析委託費、試験機関と原料、試験品やサンプル等をやりとりするための運搬費 等	
販売に向けた調査に関するもの	市場調査委託料、調査のために雇用した人件費 等	
産業財産権出願・導入費	1 開発した製品の特許、実用新案、意匠、商標の出願に要する経費 2 開発に際して必要な特許、実用新案、意匠、商標をほかの事業者から譲渡または実施許諾(ライセンス料含む)を受けた場合の経費	3 次の場合は、補助対象としない。 (1) 会計年度内に商品化できなかった場合 (2) 支払が翌年度となる場合 (3) 支出を確認できる書類のないもの (4) 経費の区分ができないもの(他の経費と一括で請求され、明細書等の確認ができない場合等) (5) 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
開発した商品のPR・販路開拓経費	1 パンフレット・チラシ等作成経費(注2) 2 WEBサイト作成経費(維持管理費除く) 3 新聞、雑誌、WEB等への広告掲載費 4 PRイベント開催や出展に必要な経費(会場借上料、出展料、設営装飾費、消耗品費、機材借上料、運送費等)(注3)	4 注意事項 (1) 事業の実施(商品開発に伴う試作品の販売等)により発生した収入がある場合は、事業を実施するために要した経費から当該収入(試作品の販売額等)を差し引いた額を補助対象経費とすること。 (2) 試供品を配布する場合には、日に
その他、知事が認めたもの		

		ち、配布先、数量を記録し、試食した意見をアンケートに取りまとめておくこと。
--	--	---------------------------------------

(注1) 商品化全般に関するものについて

原材料費は、商品の開発に要する原材料のみ対象とする（販売用の商品の原材料費は対象外）。

(注2) パンフレット・チラシ等作成経費

「パンフレット・チラシ等」とは、開発した商品をPRすること目的として作成するパンフレット・チラシ・ポスター・看板・のぼり等をいう。

(注3) イベント開催や出展に必要な経費

- ① 販売を伴うイベントは対象外とする。
- ② 助成対象期間内に実施し、開催や出展の事実が写真等で確認ができるものを対象とする。

別表 2

経費科目別の補助対象経費

経費科目	補助対象経費	補助対象としない経費等
賃金	特産品の開発に伴い新たに発生する業務に対応するため、事業実施主体が新たに雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体の構成員に対するもの ・雇用契約書等に業務内容の記載のないもの ・出勤日毎の業務日報（本人、事業者の確認印）、出勤簿のないもの ・時間外手当、休日労働に対するもの
報償費	特産品開発のため、コンサルタント等の専門的な知識・技術及び技能等を有した者から指導を受ける場合の謝礼金。（業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定すること。妥当な根拠基準として東京都の外部講師謝礼金支払基準（昭和46年4月1日付46東職研第153号）も参考にすること。）	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体の構成員に対するもの ・菓子折や商品券など物品や金品による謝礼 ・仲介業者が関与し、経費内訳が明確でないもの
消耗品費	単価が税込 10 万円未満の以下の物品 <ul style="list-style-type: none"> ・特産品開発に必要な研究資材・器具、原材料等 ・PR イベント開催や出展の際に必要な機材・消耗品等 	<ul style="list-style-type: none"> ・単価が税込 10 万円以上の物品 ・事業実施主体が生産・製造した資材・原料 ・汎用性の高いもの（鍋、ホットプレート、パソコン、プリンター、携帯電話、FAX、コピー機等）
印刷製本費	開発した商品のPRを目的としたパンフレットやチラシ等を印刷する経費で、単価が税込 10 万円未満のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・単価が税込 10 万円以上のもの
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・特産品開発に係る資材・原料、試作品、サンプル等の運搬費 ・PR イベント開催や出展の際に必要なとなる運送費 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話、FAX、インターネットの通信費（サーバーの管理・運営費も含む）
広告料	開発した商品のPR・販路開拓のために行う新聞、雑誌、WEB等への広告掲載費	
委託料	<ul style="list-style-type: none"> ・試験・分析を行うための委託料 ・パッケージデザイン原版を作成するための委託料 ・市場調査を行うための委託料 ・商標等の産業財産権の出願を弁理士に委託するときの委託料 	<ul style="list-style-type: none"> ・ECサイトの作成経費

	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットやチラシ等のデザイン委託料 ・WEBサイト作成の委託料 ・PRイベントの設営装飾等の委託料 	
使用料及賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・特産品を開発するために必要な機械機材の借上料 ・産業財産権の出願・導入費用 ・PRイベントの開催や出展のための会場借上料、出展料、機材借上料等 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体の事務所賃借料 ・事業実施主体の打ち合わせ等に使用する会議室の使用料
旅費	<p>特産品開発のため、コンサルタント等の専門家から指導を受ける場合に、専門家を派遣してもらうのに要した交通費等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体の構成員に対するもの
その他、知事が認めたもの	<p>事業を実施するために、知事が特に必要であると認めた経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・光熱水費、備品費（単価が税込10万円以上の物品）、施設整備に要する経費、印紙税、振込手数料及び代引き手数料、キャンセル料